

真岡市民憲章

真岡市は、鬼怒の清流と八溝の山なみにはぐくまれ、緑の大地のもと先人のあとをうけて、力強く進展しています。

わたしたちは、真岡市民としての誇りをもち、明るく健康な市民生活をねがって、この憲章を定めます。

- 1 すべてのものを大切にし、美しい環境をつくれます。
- 1 思いやりに満ちた心で、お互いに助け合います。
- 1 すすんで働き、豊かなくらしをきずきます。
- 1 教養を深め、より高い文化を育てます。
- 1 きまりを守り、住みよい郷土をつくれます。



市の花
わた



市の鳥
ひばり



市の木
けやき

昭和 49 年 11 月 1 日制定

序 章

1. はじめに

2. もおかの姿

1 はじめに

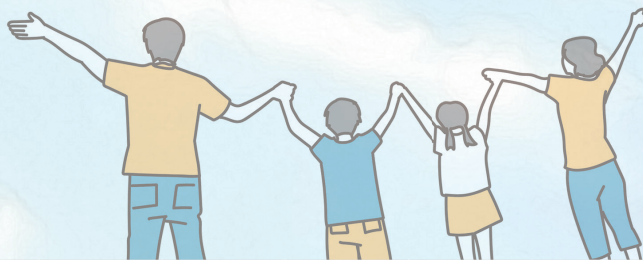
1) 計画策定の趣旨

本市では、令和 2 年 3 月に「真岡市総合計画 2020 - 2024」を策定し、若い世代を含めたすべての人が「真岡に住みたい、働きたい、子育てしたい」と希望を持ち、楽しさが実感できる都市を目指し、「JUMP UP もおか～だれもが“わくわく”するまち～」を本市の将来都市像と位置づけ、その実現に向けて、市民・行政が一体となって取り組んできました。

この計画が令和 6 年度に最終年度を迎えるに当たり、社会情勢の変化や多様化・複雑化する市民ニーズ、DX の推進などの新たな課題への対応が求められていることも踏まえ、これからのまちづくりの指針となる「真岡市総合計画 2025 - 2029」を策定するものです。

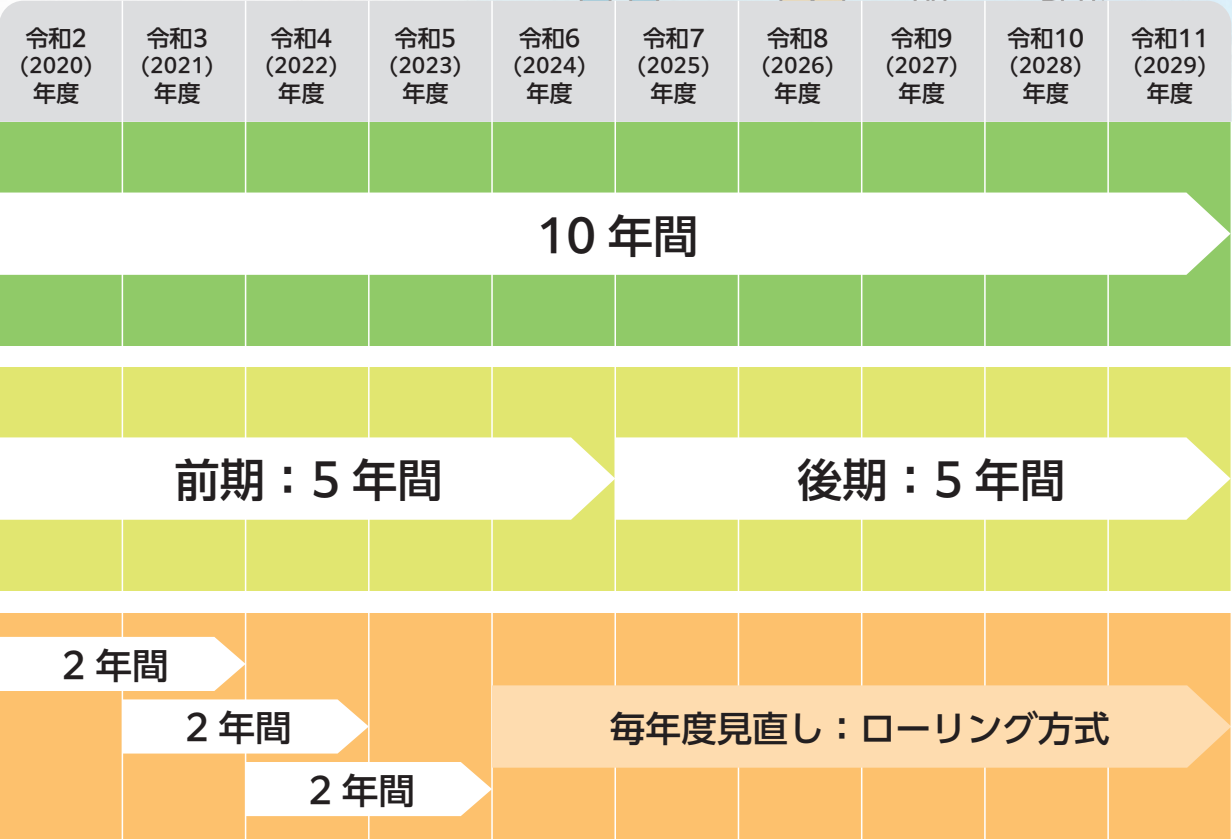
真岡市総合計画 －未来に向けたまちづくりの設計図－

- これまでのまちづくりを考慮しながら、社会情勢の変化を踏まえつつ、本市が目指すべき将来都市像と、その実現のために必要な施策の方向を明らかにするとともに、行政の各分野における施策・事業を推進するための総合的な指針となるものです。
- 市民と行政が一体となって将来都市像を実現するための各々の役割を明らかにするものです。



2) 計画の構成・期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」で構成します。



1 基本構想

本市のあるべき姿を描き、まちづくりの将来都市像とその実現のための施策の基本となるものです。

計画期間 令和 2 (2020) 年度から
令和 11 (2029) 年度までの 10 年間

2 基本計画

基本構想に掲げられた将来都市像を実現するため、主要な施策を明確化したものです。

計画期間 後期 令和 7 (2025) 年度から
令和 11 (2029) 年度の 5 年間

3 実施計画

基本計画で定められた主要施策を具体的に実施していくための事業計画です。

計画期間 2 か年度を期間とし
毎年度見直し (ローリング方式)

3) 時代の潮流

1 本格的な人口減少局面の到来

我が国は本格的な人口減少の局面にあり、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計（令和 5（2023）年 4 月公表）によると、50 年後の令和 52（2070）年に総人口が現在の 7 割に減少するとの結果が出ており、今後婚姻数の減少や晩婚化に伴う合計特殊出生率の低下や高齢者人口の増加により、少子高齢化の更なる進展が見込まれています。子育てにやさしい社会づくりをはじめ、地域経済・地域コミュニティの活力維持や医療・福祉サービスを支える担い手の確保、持続可能な社会づくりなどが求められています。

2 価値観やライフスタイルの多様化

男女共同参画や多文化共生の動きをはじめ、ウェルビーイング志向の高まりや新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい生活様式の定着など、価値観やライフスタイルの多様化が進んでおり、社会的性別（ジェンダー）や国籍に関わらず人権が尊重され、だれもが個性と能力を発揮し活躍できる社会づくりが求められています。

3 地球規模での環境問題の深刻化

地球温暖化に伴う気候変動など地球規模での環境問題の深刻化を背景に、環境問題に対する意識が高まっています。日本においては、令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しており、個人・企業・国や自治体それぞれが環境負荷の少ない脱炭素社会の実現に向けて取り組むことが求められています。

4 安全・安心への意識の高まり

近年、各地で地震や台風、豪雨などの自然災害が頻発し被害も激甚化していることから、人々の安全・安心に対する意識が高まっています。いかなる災害が発生しても、人々の生命や生活を守るとともに被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興を行うことが可能となるよう、災害に強い安全・安心な都市づくりが求められています。

5 生活に直結するリスクの高まり

近年、新型コロナウイルス感染症や国際情勢の不安定化、異常気象など、人々の生活や社会経済に直結する様々なリスクが相次いで発生しています。突発的に発生するリスクに対して迅速・的確に対応することができる体制を整えることが求められています。

6 デジタル社会の実現

IoT、ビッグデータ、AI の実用化の進展など、ICT（情報通信技術）を取り巻く環境が著しく変化する中、国は、デジタルの活用により一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、誰一人取り残されことなく多様な幸せを実現できる社会の実現を目指しています。社会のデジタル化に対し、デジタル技術を活用した社会課題の解決や価値創造を行う、DX（Digital Transformation）の取組が求められています。

7 安定した行財政及び協創（共創）のまちづくり

少子高齢化・人口減少に伴う労働力人口や税収の減少、市民ニーズの多様化等が進む中、限られた資源を効率的かつ効果的に活用し行政サービスを提供するため、事業の選択と集中をより一層進めていくことが求められています。また、地域の様々な課題解決においても、行政だけでなく住民や関係団体、企業など様々な主体がまちづくりに参加していくことが重要となっており、それぞれが協力して新たな価値を創造する協創（共創）のまちづくりを進めていくことが求められています。

■用語の解説

ウェルビーイング：個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることをいう。

2 もおかの姿

1) 位置と地勢

栃木県の南東部に位置する真岡市は、東京から約 90km 圏にあり、面積は東西約 14.9km、南北約 19.4km の約 167.34km² で、北関東自動車道と国道 408 号鬼怒テクノ通りが交差する交通の要衝にあります。

東には八溝山地が連なり、西に鬼怒川、中央に五行川、東部には小貝川が流れ豊かな自然に恵まれた都市です。

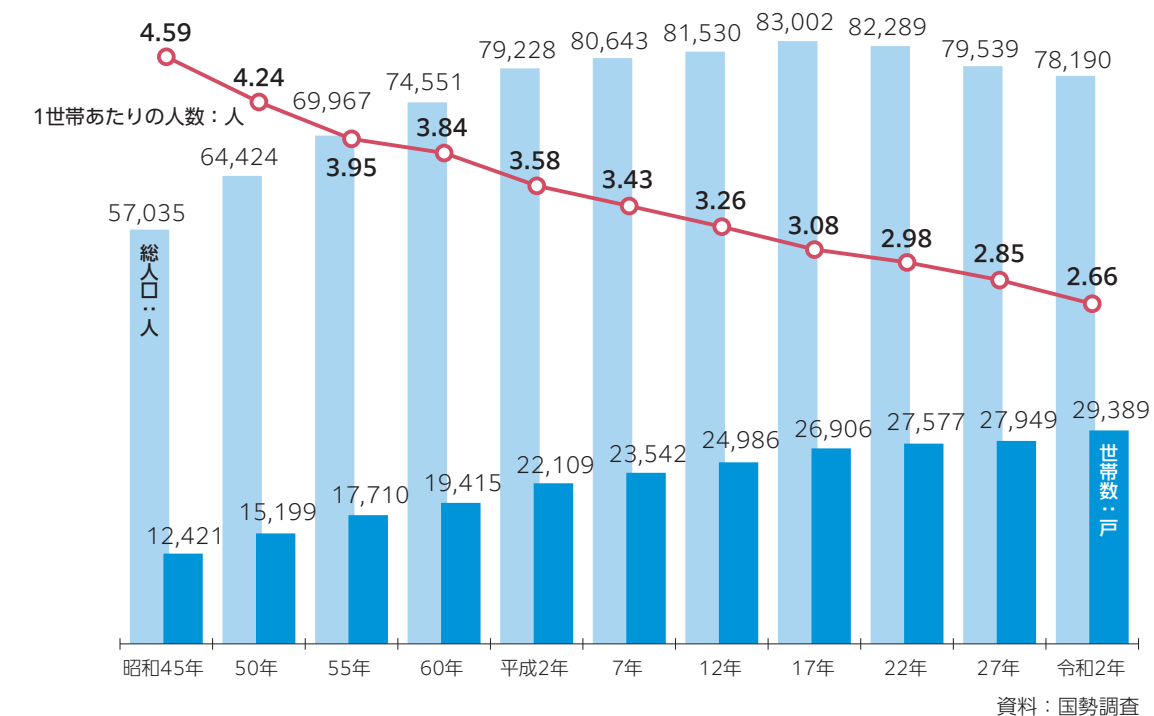


2) 人口

(1) 人口・世帯

国勢調査によると、本市の総人口は平成 17 年の 83,002 人をピークに減少に転じ、令和 2 年では 78,190 人となっています。一方、世帯数は一貫して増加しており、それに伴い 1 世帯当たりの人数の減少が続いています。

■ 総人口、世帯の推移

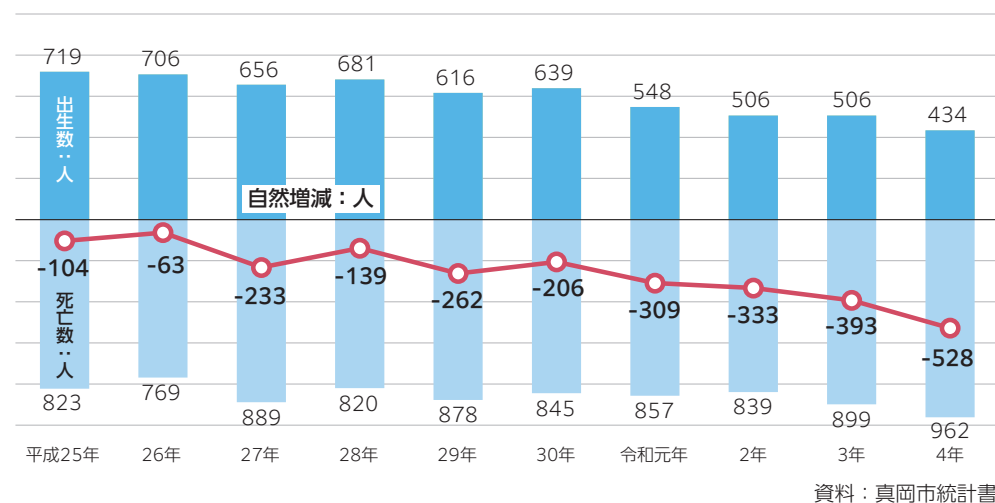


(2) 人口動態

① 自然動態

出生数は減少傾向が続いており、平成26年までは700人台、平成27年からは600人台、令和元年からは500人台で推移していましたが、令和4年に初めて400人台となりました。死亡数はほぼ800人台で推移していましたが、令和4年は900人を超えました。出生・死亡に伴う自然動態は、死亡数が出生数を上回る「自然減」が続いています。

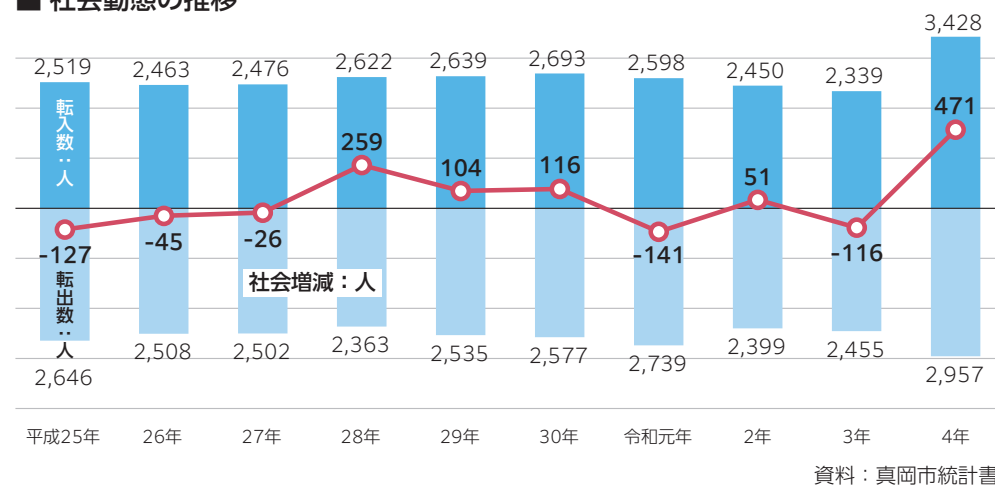
■ 自然動態の推移



② 社会動態

転入数は2,500～2,600人前後で推移していましたが、令和4年は大幅に増加しています。一方、転出数は平成28年までは減少傾向でしたが、平成29年以降は増加傾向となっています。転入・転出に伴う社会動態は、令和4年は転入数が転出数を上回る「社会増」となっています。

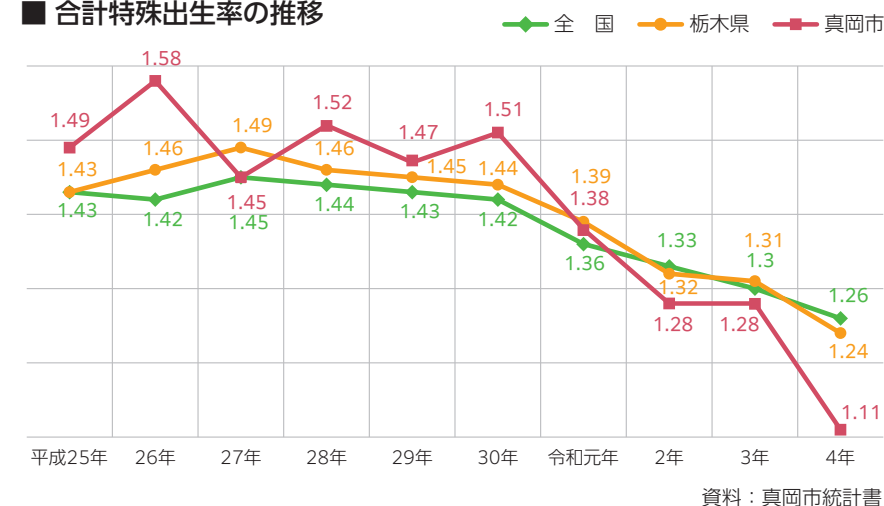
■ 社会動態の推移



③ 合計特殊出生率

合計特殊出生率の推移を見ると、平成30年（平成27年を除く）までは、全国と栃木県の値を上回っていましたが、令和元年以降、大きく低下し、令和4年は全国や栃木県の値を下回り、1.11となっています。

■ 合計特殊出生率の推移



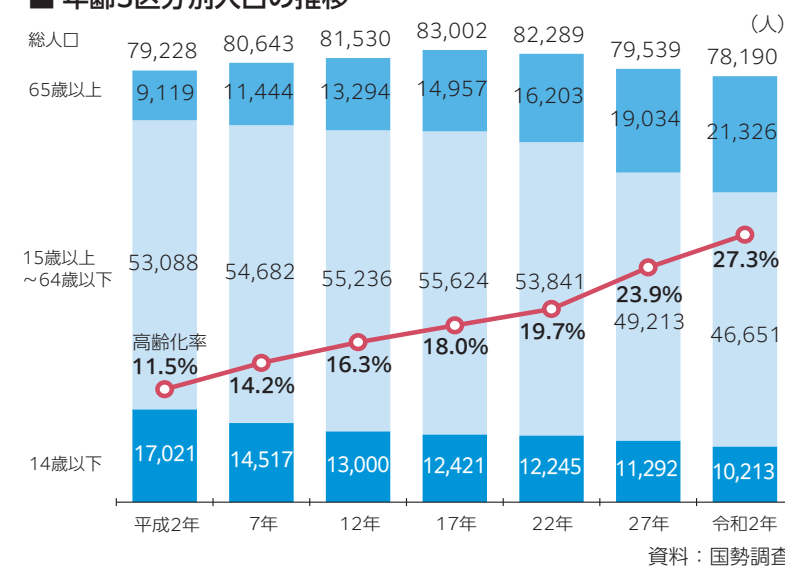
④ 年齢3区分別人口

国勢調査によると、令和2年の年齢3区分別人口では、14歳以下が10,213人、15歳以上64歳以下が46,651人、65歳以上が21,326人となっています。

14歳以下は、減少傾向が続いており、平成2年から令和2年までの30年間で約7,000人減少しています。15歳以上64歳以下は、平成17年の55,624人をピークに減少に転じており、令和2年ではピーク時より約9,000人減少しています。

その一方、65歳以上は増加傾向が続いており、平成2年から令和2年までの30年間で約12,000人増加しています。それに伴い、平成2年に11.5%であった高齢化率は令和2年に27.3%まで上昇しており、高齢化が急速に進んでいます。

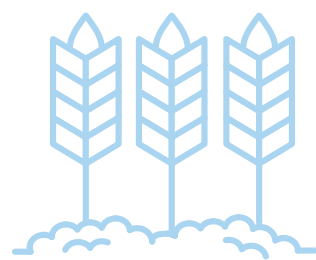
■ 年齢3区分別人口の推移



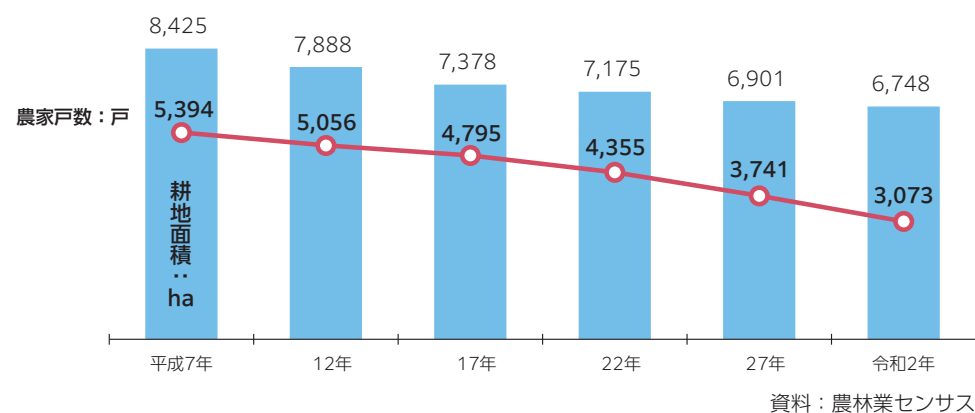
3) 産業

(1) 農業

農家戸数、耕地面積については、共に減少が続いています。特に農家戸数は、平成 22 年から平成 27 年にかけて 614 戸、平成 27 年から令和 2 年にかけて 668 戸減少しており、直近 10 年間で大きく減少しています。

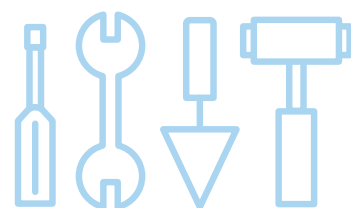


■ 農業の推移

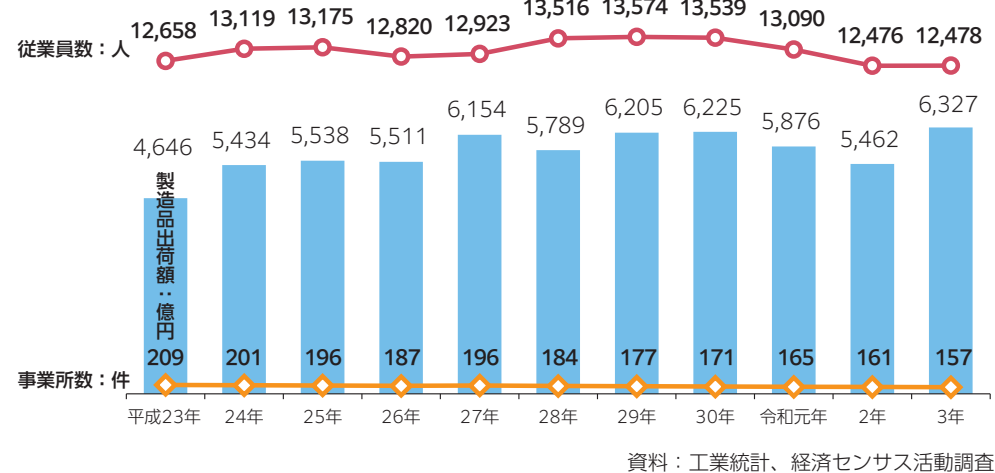


(2) 工業

製造品出荷額、従業員数は、平成 23 年の東日本大震災の際に一時落ち込んだものの、その後持ち直し、横ばいが続いています。一方、事業所数は緩やかに減少しています。

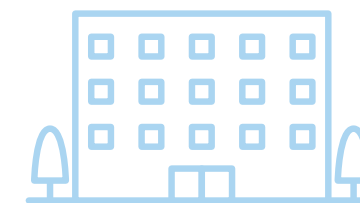


■ 工業の推移

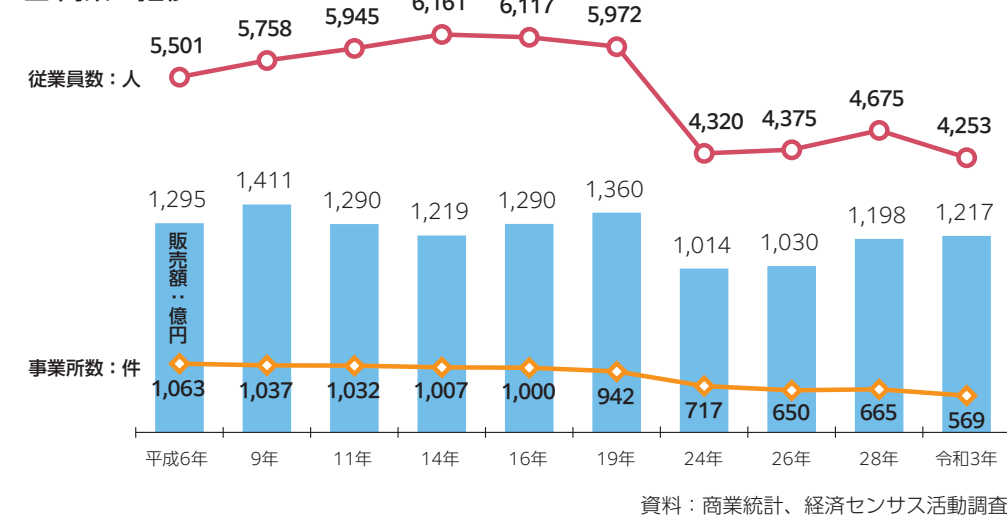


(3) 商業

事業所数、従業員数については、共に減少傾向にあります。販売額については、平成 24 年に大きく落ち込みましたが、以降増加傾向となっています。



■ 商業の推移

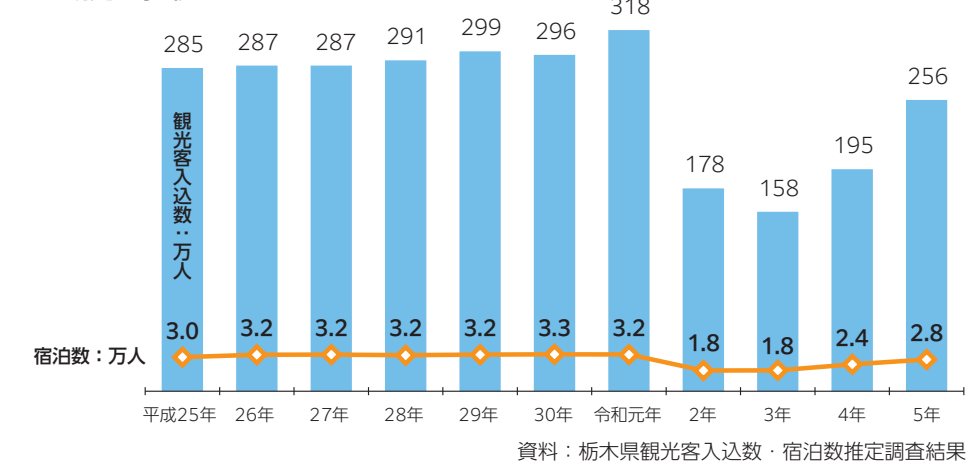


(4) 観光業

令和元年まで観光客入込数は緩やかに増加、宿泊数は横ばいを維持していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和 2 年は大きく減少しました。令和 4 年以降は回復の兆しが見え、令和 5 年の観光客入込数は 256 万人、宿泊数は 2.8 万人となっています。



■ 観光の推移

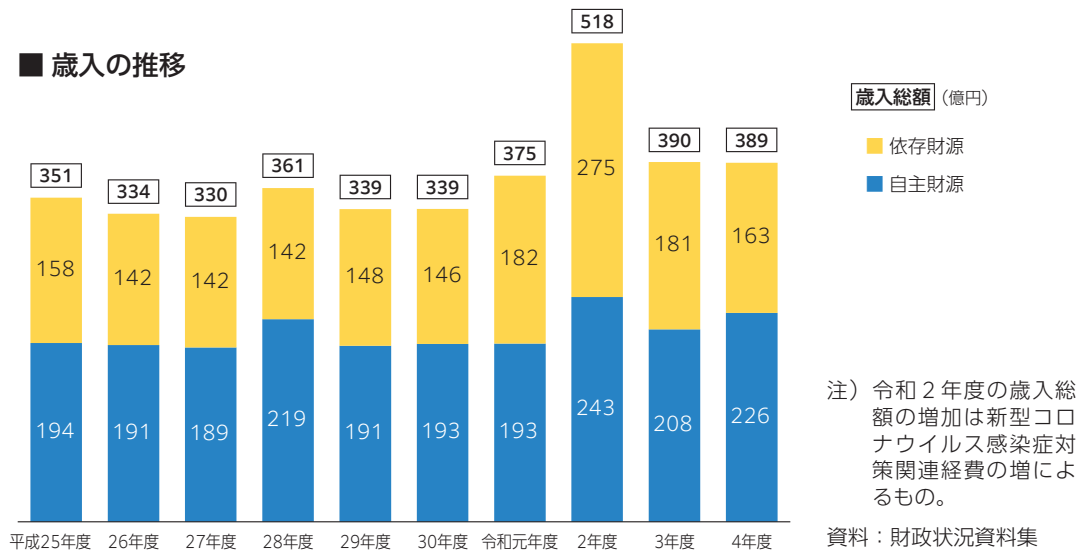


4) 財政

(1) 財政状況

① 歳入

歳入総額の状況を見ると、直近 10 年間では増加の傾向を示しています。
また、内訳は市税等の自主財源が約 6 割を占めています。

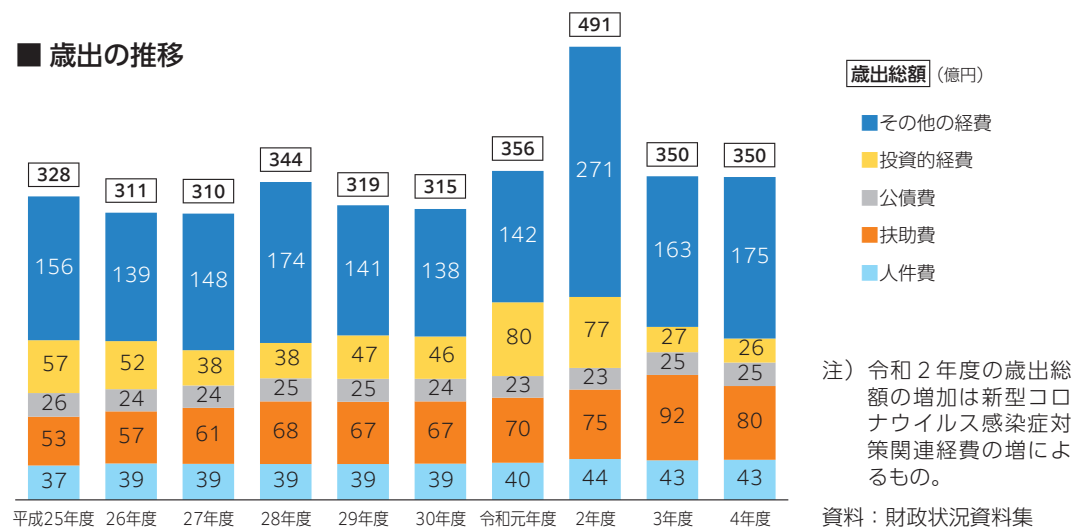


■用語の解説

依存財源：国や県から一定の額を交付されたり、割り当てられたりする財源（地方交付税、国庫・県支出金など）のこと。
自主財源：市税（市民税や固定資産税など）や市の施設の使用料など、市で集めることのできる財源のこと。

② 歳出

歳出総額の状況を見ると、直近 10 年間では増加の傾向を示しています。
また、内訳は社会保障に関わる扶助費が増加傾向となっています。



■用語の解説

その他の経費：物件費（備品購入費、委託料等）、維持補修費（市の施設等の維持に要する費用）、補助費（団体等への補助金）等に要する経費のこと。

投資的経費：道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設など社会資本の整備等に要する経費のこと。

公債費：地方債の元利償還金等のこと。

扶助費：社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、障がい者等を援助するために要する経費のこと。

人件費：職員給、議員報酬などに要する経費のこと。

(2) 主な財政指数

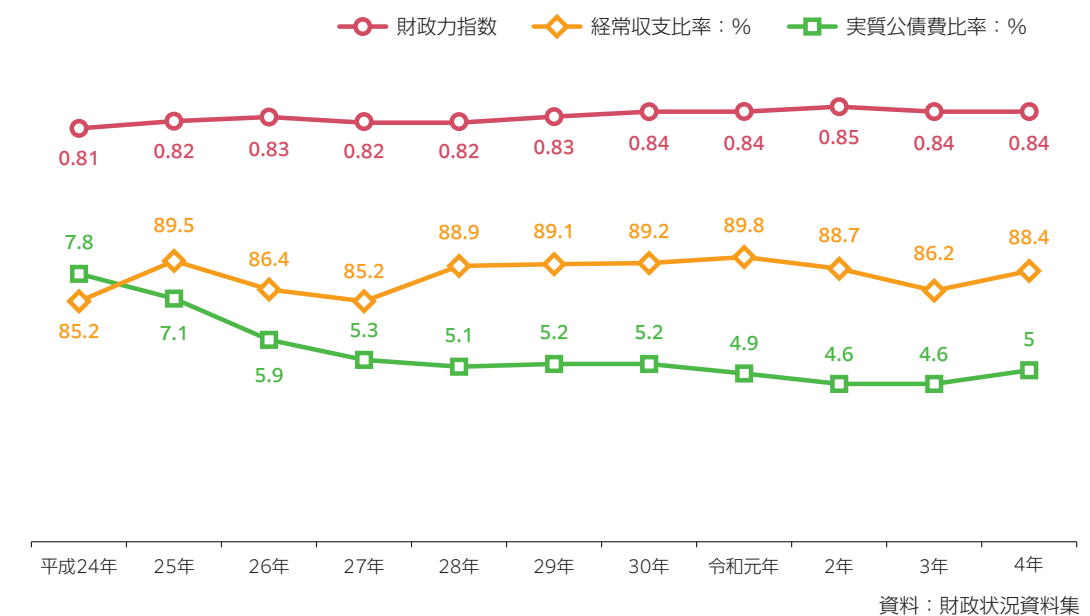
県内市町の令和4年における平均財政力指数は 0.69、平均経常収支比率は 88.8%、平均実質公債費比率は 5.5% となっています。

財政力指数は、県平均を上回っています。

経常収支比率は、令和元年から令和3年までの減少傾向から反転し、令和4年は県平均と同程度となっています。

実質公債費比率は、令和3年度からやや増加しているものの、県平均の値を下回っています。

■ 主な財政指数の推移



■用語の解説

財政力指数：地方公共団体の財政力を表す指標で、財政力指数が高いほど、財源に余裕があるとされ、指数が1を超えると、普通交付税が交付されなくなる。

経常収支比率：地方公共団体の財政の硬直化を表す指標で、税収や普通交付税などの収入に対する人件費や公債費などの義務的経費が占める割合。

実質公債費比率：地方公共団体が1年間に負担する借入金の返済額の大きさを表す指標。早期健全化基準 25%、財政再生基準 35%



5) 土地利用

田畑などの農用地が 5 割を占めており、山林等を含めると自然的土地利用が市域の 6 割強を占めています。

また、駅周辺や幹線道路沿道に商業用地が散在するほか、一般国道 408 号や鬼怒テクノ通りの沿道には、まとまった工業用地がみられます。

真岡駅周辺や久下田駅周辺の市街地、工業団地が整備された区域を中心に市街化区域が指定され、それ以外の区域は市街化調整区域に指定されています。

■ 土地利用の現況



■用語の解説

市街化区域：都市計画法に基づいて定める、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

市街化調整区域：都市計画法に基づいて定める、市街化を抑制すべき区域のこと。

第1章

基本構想

1. もおかの特性
2. もおかの課題
3. 将来都市像
4. 将来人口
5. 政策の大綱
6. まちづくりの基本戦略